

松山地裁総第176号

令和7年2月13日

山中理司様

松山地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

1月8日付け（同月14日受付、松山地裁総第47号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 憲法週間における最高裁判所判事の視察の対応方法について書いてある松山地方裁判所作成のマニュアルその他の文書（最新版）
- (2) 高等裁判所長官の視察の対応方法について書いてある松山地方裁判所作成のマニュアルその他の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課文書係 電話089（903）4379